

別紙観光関係団体代表者 あて

国土交通省大臣官房
総合観光政策審議官

既存の通知等の取り扱いについて

国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）の施行に伴い、平成20年10月1日に観光庁が設置される。

総合政策局観光政策課、観光経済課、国際観光課、観光地域振興課、観光資源課及び観光事業課（以下「観光部門」という。）関係の総合観光政策審議官その他観光部門の各職により発出された通知その他の文書（以下「通知等」という。）については、観光庁の設置後、次のように取り扱うこととしたので、了知するとともに、傘下会員に対して周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

記

1. 観光庁の設置前に発出された通知等（観光庁の設置前に行われた観光部門の再編による変更前の各職による通知等を含む。）は、観光庁設置後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなし、引き続きその効力を有するものであること。
2. 所管の通知等にある組織の名称及び職名等については、今後、当該通知等を改正する際に所要の改正を行うこととし、それまでの間は、特段の改正がなくても、以下の通り取り扱うものであること。
 - (1) 通知等において、観光庁の設置により、その権限が国土交通大臣から観光庁長官となるものに係る部分については、「国土交通大臣」、「国土交通省」等の用語を「観光庁長官」、「観光庁」等へ読み替えて適用するものであること。
 - (2) (1)によるもののほか、通知等における組織の名称及び職名については、観光庁設置後のそれぞれ相当する組織の名称及び職名とみなすものであること。